

派遣活動（環境出前講座）実施要項

1 目的

この要項は、青森県地球温暖化防止活動推進員（あおもりアースレンジャー）設置要綱第2条第1項（2）に規定する「派遣活動（環境出前講座）」（以下「出前講座」という。）を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

2 認定研修

出前講座の実施にあたっては、事前に以下の研修を受講し、認定を受けること。

（1）出前講座の見学 3回以上（すべてのプログラムを各1回以上）

（2）出前講座の実践（すべてのプログラムをA・Bそれぞれ15分ずつ）

ただし、環境出前講座の内容を十分に理解していると認められる場合は、（1）を省略することができる。

3 認定方法

認定は県が行うこととし、前項の認定研修の様子を、次に掲げる基準に照らして県（コーディネート業務受託者を含む）が審査のうえ、活動が適切に行われると認められる場合に認定する。

（1）プログラムの内容を理解し、スムーズな運営に努めているか。

（2）児童が聞き取りやすい声の大きさ、速度で話しているか。

（3）児童との対話を通じ、参加しやすい雰囲気づくりに努めているか。

（4）他の推進員や、コーディネート業務受託者の職員と協力できているか。

4 出前講座の実施手順

（1）認定を受けた推進員（以下「認定推進員」という。）は、コーディネート業務受託者が受付した出前講座の実施スケジュールに基づき、対応可能な講座を通知する。

（2）認定推進員は、前項の通知によりコーディネート業務受託者が調整した計画に基づき、出前講座を実施する。

（3）認定推進員は、必要に応じて、パートナーとなる認定推進員と役割分担や進行確認等の打合せ等を行ったうえで出前講座に臨むものとする。

（4）認定推進員は、都合により対応できなくなったときは、速やかにコーディネート業務受託者に通知する。

5 派遣先の範囲

認定推進員の派遣先の範囲は、当該推進員の居住する市町村内を基本とし、原則として、別表1に定める地域の範囲内とする。

ただし、他の地域での活動が効率的であると県が認めるときは、他の地域においても活動することができる。

6 出前講座実施先訪問における留意事項等

出前講座実施にあたっては、誠実で良識のある言動を心がけ、出前講座の品位を著しく傷付け、第三者からの誤解を招くようなことのないよう留意すること。

また、身だしなみに留意するとともに、名札を着用し、上履きを持参すること。

7 連絡先等の提供

認定推進員は、連絡調整を円滑に行うために必要な連絡先について、パートナーとなる認定推進員やコーディネート業務受託者に提供するものとする。

また、運営要領に定める謝金及び旅費の支給に必要な振込口座情報についてコーディネート業務受託者に提供するものとする。

8 関係例規の遵守

認定推進員は、関係例規のほか、この要項を順守して活動するものとする。

9 その他

この要項に定めのない事項については、必要に応じて県とコーディネート業務受託者と認定推進員の協議により定めるものとする。

附 則

この要項は、令和7年11月26日付けで制定し、令和8年4月1日より施行する。

(別表1)

地域区分	市町村
青森地域	青森市、むつ市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
津軽地域	弘前市、黒石市、平川市、五所川原市、つがる市、藤崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村、鶴田町、中泊町、鯹ヶ沢町、深浦町
八戸地域	八戸市、十和田市、三沢市、五戸町、三戸町、階上町、田子町、新郷村、東北町、七戸町、野辺地町、横浜町、六戸町、おいらせ町、南部町、六ヶ所村